

国保への届け出はお済みですか

保険年金課 ☎ 66・1103

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに安心して入院などに受診できるように加入している方がお金を出し合っただけの制度です。

●届け出は、14日以内に世帯主が行いましょう

会社などに勤めている方が加入している健康保険などでは、加入者は本人のみで、その家族は扶養者となりますが、国保では家族一人ひとりが加入者となります。ただし、加入の届け出や保険税の納付は、世帯ごとに世帯主が行い、保険証も世帯主に対して交付されます。

●退職者医療制度

長い間勤めて退職した方は退職者医療制度で医療を受けられます。次の①から③の条件にすべてあてはまる方とその扶養家族です。

- ①国保に加入している
- ②老人保健の適用対象になっていない
- ③厚生年金や各種共済組合などの年金を受けており、その加入期間が20年以上、または40歳から10年以上ある

※年金証書を受け取ったら14日以内に届出をしてください。

●退職者医療制度の自己負担

本人と被扶養者の自己負担は、本人は外来・入院2割、被扶養者は外来3割・入院2割でしたが、平成15年4月から、本人・被扶養者ともに外来・入院の自己負担は3割となりました。

国保加入の方に宿泊費を助成します

保険年金課 ☎ 66・1103

蒲郡市国民健康保険の被保険者が、助成対象の宿泊施設に宿泊した場合、1人、年度内1泊につき2千円の助成を行います。

対象 蒲郡市国民健康保険

	こんなときは	持参するもの
国保に加入するとき	他市区町村から転入してきたとき	印かん、転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書）
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
国保をやめるとき	他市区町村へ転出するとき	印かん、保険証
	職場の健康保険に加入するとき	印かん、国保の保険証、健保の保険証
	死亡したとき	印かん、保険証
その他	市内で住所が変わったとき	印かん、保険証
	世帯が分離したとき、または一緒になったとき	印かん、保険証
	世帯主が変わったとき	印かん、保険証
	保険証の内容を訂正するとき	印かん、保険証
	修学や出稼ぎなどのため、もう1枚の保険証が必要なとき	印かん、保険証、在学証明書など
	保険証を紛失したとき	印かん、身分を証明するもの
	退職者医療制度に入るとき	印かん、保険証、年金証書
退職者医療制度をやめるとき	印かん、退職者保険証	

○こんなときには14日以内に市民課へ届出を

※加入の届出が遅れると被保険者となった時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

の被保険者で申込日に満3歳以上の方（ただし、国民健康保険税など滞納のない世帯の方）

助成対象宿泊施設

- 下呂温泉旅館協同組合・鳳来町観光旅館協同組合・南知多町観光協会・設楽町旅館料理飲食業組合・宮城県川崎町観光協会・長野県阿智村観光協会・幡豆町観光協会・蒲郡市観光協会のいずれかに加盟している施設

※旅行代理店を通すと助成金が使えない場合がありますので、事前にお話しのうえ手続きをお願いします。また、予約時に「蒲郡市国保の契約施設」かどうか確認してください。

申し込み 宿泊の予約をしてから保険年金課へ国民健康保険証をお持ちください。

出産育児一時金 委任払い制度

保険年金課 ☎ 66・1103

国民健康保険加入者の方は、出産育児一時金を、直接、出産費の支払いに充てることできます。

対象 妊娠4ヵ月以上の国民健康保険の加入者（社会

保険から支給を受ける場合を除く）

申請 申請は、対象者の属する世帯の世帯主が申請者となります（資格証明書が交付されている者を除く）。

支払方法 委任状に記載された金額を医療機関などに支払い、分娩費用の額を控除した残金を対象の方にお支払いします。

※詳しくは、保険年金課国保給付担当までお問い合わせください。

物品納入等指名願の申請を受け付けています

契約検査課 ☎ 66・1178

平成15年度において、蒲郡市が発注する物品納入等の入札（見積）に参加しようとする方は、入札参加資格申請書（指名願）を提出してください。

- 受付期間 随時（閉庁日は除く）
- 受付時間 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）
- 受付場所 市役所契約検査課
- 提出書類 市指定様式（契約

検査課にあります）